

## 東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行要領

	平成24年	8月15日	24農第1113号
一部改正	平成24年	10月23日	24農第1434号
一部改正	平成25年	10月29日	25農第1952号
一部改正	平成26年	2月12日	25農第2737号
一部改正	平成27年	6月30日	27農第935号
一部改正	平成28年	4月28日	28農第329号
一部改正	平成31年	4月25日	31農第300号
一部改正	令和元年	7月19日	元農第1006号
一部改正	令和2年	4月30日	2農第550号
一部改正	令和3年	3月24日	2農第2705号
一部改正	令和3年	4月28日	3農第274号
最終改正	令和6年	6月18日	6農第810号

(趣旨)

第1条 この要領は、東日本大震災の復旧・復興事業等の円滑な実施に資することを目的として試行する積算方法等について定める。

(遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更)

第2条 通常は地域内から調達している砂利等の建設資材について、工事実施段階において、当初の調達条件によりがたい場合には、第2項から第3項に該当するもの限り、輸送費や購入費等など調達の実態を反映して設計変更を行うこととする。

2 対象工事は、平成24年9月1日以降に起工する工事及び平成24年8月31日時点で発注事務手続き中、若しくは契約中の工事とする。

3 設計変更対象項目は、通常、地域内から調達する採石、土砂等の建設資材の購入、輸送費等の調達に要する費用及び通常、特定の所在地から調達する仮設材の輸送費等の調達に要する費用とする。

なお、ここでいう「地域」とは、福島県農林水産部が公表している「農林土木事業原単価表」の地域割一覧表で定義する「地域」とし、「所在地」とは福島県土木部「土木工事標準積算基準」の中で定義する「所在地」とする。

4 平成24年9月1日以降に起工する工事及び平成24年8月31日時点で発注事務手続き中の工事のうち設計図書を閲覧に供する前の工事については、特記仕様書に次のとおり記載し、本試行の対象であることを入札参加者（随意契約の場合、見積人）に周知するものとする。

(記載例) 資材名、規格、調達地域等は、発注者において加除訂正するものとする。

### 第〇章 遠隔地等から建設材を調達する場合の設計変更

本工事は、「遠隔地等から建設資材を調達する場合の設計変更」の対象工事である。次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定している。

資材名	規格	調達地域等
クラッシュラン	C-40	A(県北1)
購入土	良質土	A(県北1)
仮設材 鋼矢板(本矢板)	4型	福島市

※詳細は農林技術課HP参照

- 5 平成24年8月31日時点で発注事務手続き中の工事（設計図書を閲覧に供する前の工事を除く。）については契約後、契約中の工事については本要領施行後速やかに、受注者に前項の記載例に示す内容について指示を行うこととする。
- 6 受注者は、第4項における工事にあつては当初契約締結後において、第5項における工事にあつては監督員からの指示後において、安定的な確保を図るために、建設資材を当該地域以外から調達せざるを得なくなった場合には、事前に監督員と協議するものとする。
- 7 前項により事前協議をした建設資材の調達に係る支出実績を踏まえて設計変更する場合は、受注者は、最終精算変更時点において、当該費用に関して実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。）を監督員に提出し、発注者と受注者が設計変更の内容について協議するものとする。なお、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

（被災地以外からの労働者確保に要する間接費の設計変更）

第3条 労働者確保に要する費用について、契約締結後、地域外から労働者確保が更に必要となり、受注者が労働者確保に要する方策を変更した場合は、第2項から第3項に該当するものに限り、必要となる費用について設計変更により対応することとする。

ただし、受注者の責めによる工事工程の遅れ等、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

- 2 対象工事は、平成24年11月1日以降に起工する工事及び平成24年10月31日時点で発注事務手続き中、若しくは契約中の工事とする。
- 3 設計変更対象項目は、「土地改良工事等請負工事積算基準の制定について（平成5年2月22日付け5構改D第49号構造改善局長通知）」に規定する次の(1)～(5)の項目、「森林整備保全事業設計積算要領の制定について（平成12年3月31日付け12林野計第138号林野庁長官通知）」に規定する次の(6)～(10)に掲げる項目及び「農業集落排水施設工事標準積算指針（農業集落排水事業諸基準等作成全国検討委員会監修）」に規定する次の(11)～(16)に掲げる項目とする。（以下「実績変更対象間接費」という。）

なお、土木工事標準積算基準（福島県土木部）を使用する場合は、「東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行要領（平成24年6月29日付け24企技第395号技術管理課長通知、平成27年9月1日最終改正版）」（以下「土木部試行要領」という。）の第4条の3に規定する項目とする。

- (1) 第5の1の(7)のイ「アに係る土地・建物の借上げ費用」のうち「宿泊費」
- (2) 第5の1の(7)のイ「アに係る土地・建物の借上げ費用」のうち「借上費」
- (3) 第5の1の(7)のウ「労務者の輸送に要する費用」
- (4) 第5の2の(1)のア「募集及び解散に要する費用」
- (5) 第5の2の(1)のア「賃金以外の食事、通勤等に要する費用」
- (6) 第4-1-(2)-イ-(ア)「労務管理費 a 募集及び解散に要する費用」
- (7) 第4-1-(2)-イ-(ア)「労務管理費 d 賃金以外の食事、通勤等に要する費用」
- (8) 第5-1-(2)-ア-(ク)-a-(d)「労働者の輸送に要する費用」
- (9) 第5-1-(2)-ア-(ク)-a-(e)「上記(a), (b), (c)に係る土地・建物の借上げに要する費用」のうち「宿泊費」
- (10) 第5-1-(2)-ア-(ク)-a-(e)「上記(a), (b), (c)に係る土地・建物の借上げに要する費用」のうち「借上費」

- (11) 第 2-3-(2)-②-イ-(イ)「募集及び解散に要する費用」
- (12) 第 2-3-(2)-②-イ-(ロ)「賃金以外の食事、通勤等に要する費用」
- (13) 第 3-3-(2)-①「本指針第 2 の 3 の(2)」のうち上記(11)及び(12)の項目
- (14) 第 4-1-(1)-⑨-(1)-ニ「労務者の輸送に要する費用」
- (15) 第 4-1-(1)-⑨-(1)-ホ「上記イ、ロ、ハに係る土地・建物の借上げに要する費用」のうち「宿泊費」
- (16) 第 4-1-(1)-⑨-(1)-ホ「上記イ、ロ、ハに係る土地・建物の借上げに要する費用」のうち「借上費」

4 平成 26 年 2 月 12 日以降に起工する工事については、本試行の対象であること、並びに予定価格の算出の基礎とした設計額における実績変更対象間接費の割合を次の各号により入札参加者（随意契約の場合、見積人）に周知するものとする。

(1) 起工何及び金抜設計書の右上余白に「労働者確保に関する積算方法の試行工事」と記載する。

(2) 入札公告（随意契約の場合、見積書提出通知）に次のとおり記載する。

なお、土木工事標準積算基準（福島県土木部）を使用する場合は、土木部試行要領第 4 条の 4 の(2)のとおり記載する。

（記載例）

本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象間接費」という。）について、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土地改良事業等請負工事積算基準（注1 森林整備保全事業設計積算要領、注2 農業集落排水施設標準積算指針）及び「東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について（農林技術課 HP: <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36005c/sekisannhouhoutounosikou.html> 参照）に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する「労働者確保に関する積算方法の試行工事」である。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

注1) 森林整備保全事業の場合

注2) 農業集落排水事業の場合

(3) 特記仕様書に、次のとおり記載する。

なお、土木工事標準積算基準（福島県土木部）を使用する場合は、土木部試行要領第 4 条の 4 の(3)のとおり記載する。

（記載例）

第〇章 労働者確保に関する積算方法の試行工事

本工事は、「労働者確保に関する積算方法の試行工事」の対象工事である。

共通仮設費（率分）に占める実績変更対象間接費（労働者送迎費、宿泊費、借上費）の割合：〇〇. 〇〇%

現場管理費に占める実績変更対象間接費（募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用）の割合：〇〇. 〇〇%

※詳細は農林技術課HP参照

- 5 平成27年4月1日以降に起工した工事、または「土木工事標準積算基準等の一部改正に伴う特例措置（平成27年3月26日付け26財第2930号総務部長通知）」の適用工事のうち、平成27年6月30日時点で発注事務手続き中の工事（設計図書を閲覧に供する前の工事を除く。）については契約後、契約中の工事については速やかに、前項における実績変更対象間接費の割合の変更を受注者に指示するものとする。
- 6 平成26年2月3日以降に契約を締結する工事のうち、平成26年2月11日以前に起工した工事については、「東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行に伴う特例措置について（平成26年2月7日25財第2413号総務部長通知）」の対象である旨を受注者に説明し、第4項における実績変更対象間接費の割合の変更を指示するものとする。
- 7 平成24年11月1日以降に起工した工事のうち平成26年2月2日以前に契約した工事、及び平成24年10月31日時点で発注事務手続き中の工事のうち設計図書を閲覧に供する前の工事については、本試行の対象であること、並びに予定価格の算出の基礎とした設計額における実績変更対象間接費の割合を次の各号により入札参加者（随意契約の場合、見積人）に周知するものとする。
  - (1) 起工何及び金抜設計書の右上余白に「労働者確保に関する積算方法の試行工事」と記載する。
  - (2) 入札公告（随意契約の場合、見積書提出通知）に4項の(2)のとおり記載する。  
なお、土木工事標準積算基準（福島県土木部）を使用する場合は、土木部試行要領第4条の4の(2)のとおり記載する。
  - (3) 特記仕様書に、4項の(3)のとおり記載する。  
なお、土木工事標準積算基準（福島県土木部）を使用する場合は、土木部試行要領第4条の4の(3)のとおり記載する。
- 8 平成24年10月31日時点で発注事務手続き中の工事（設計図書を閲覧に供する前の工事を除く。）については契約後、契約中の工事については本要領施行後速やかに、受注者に4項の記載例に示す内容について指示を行うこととする。
- 9 受注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更を希望する場合は、実績変更対象間接費に係る費用の内訳を記載した「労働者確保に係る実績報告書（様式1）」及び実績変更対象間接費について実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。）を監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- 10 発注者は、最終精算変更時点に実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、受注者が実績変更対象間接費について実際に支払った額のうち証明書類において確認された費用から、積算基準に基づき算出した額における実績変更対象間接費を差し引いた費用を加算して算出する。
- 11 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び入札参加資格制限等の措置を行う場合があるものとする。
- 12 受注者は、実績変更対象間接費にかかる設計変更について疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。

（労働者宿舎設置・撤去に関する設計変更）

第4条 東日本大震災の復旧・復興事業の本格化により、復旧・復興事業に従事する労働者が宿泊施設を近隣で確保できない地域が見込まれており、復旧・復興事業を円滑に進めるため工事に従事する労働者の宿舎を新たに設置せざるを得ない場合は、第2項から第4項に該当するものに限り、必要となる費用について設計変更により対応す

ることとする。

- 2 対象工事は、平成25年11月1日以降に起工する工事及び平成25年10月31日時点で発注手続き中若しくは契約済の工事で、第3項及び第4項を満たす工事とする。
- 3 以下の積算基準における工種では、通常労働者宿舎の設置を行わないため、共通仮設費の率計上分に、設置・撤去に要する費用が実質的に含まれていない。このため、請負工事で建設作業員の確保が困難なため、労働者宿舎の設置が必要な場合には、共通仮設費の積上げ分として労働者宿舎の設置・撤去に要する費用を計上することとする。
  - (1) 「土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準（平成13年3月22日付け12農振第1680号農村振興局長通知）」の率計上分に労働者宿舎の設置・撤去費用が含まれていない工種  
ほ場整備工事、農道工事、水路工事、河川及び排水路工事、管水路工事、畑かん施設工事、海岸工事、コンクリート補修工事、その他土木工事（1）、その他土木工事（2）
  - (2) 「森林整備保全事業設計積算要領（平成12年3月31日付け12林野計138号林野庁長官通知）」の率計上分に労働者宿舎の設置・撤去費用が含まれていない工種  
河川工事、河川・道路構造物工事、治山・地すべり工事、海岸工事、道路工事、森林整備、鋼橋架設工事、P・C橋工事、舗装工事、道路維持工事、公園用地造成工事
  - (3) 「土木工事積算基準（福島県土木部）」を使用する場合は、「東日本大震災の復旧・復興事業等における労働者宿舎設置に関する試行要領（令和6年5月23日付け6企技第179号技術管理課長送付）」による。
- 4 契約工期が12ヶ月（365日）を超える工事及び、契約済の工事については協議開始日以降の残工期が12ヶ月（365日）を超える工事。
- 5 発注者は、前第3項及び第4項に該当する工事の受注者に労働者宿舎設置に関する設計変更の対象工事である旨を書面にて受注者と協議する。  
特記仕様書への記載事項例は以下のとおりとする。

第〇章 労働者宿舎設置・撤去に関する設計変更

本工事は、「労働者宿舎を設置・撤去する場合の設計変更」の対象工事である。

※詳細は農林技術課HP参照

- 6 労働者宿舎の設置・撤去に要する費用の計上については、次の各号によるものとする。
  - (1) 受注者は、労働者宿舎を設置しようとする場合は、工事請負契約後に必要事項（宿舎建設の意向、室数等の規模、設備等）について、発注者と協議するものとする。  
なお、労働者宿舎の仕様については、別に定める「労働者宿舎仕様基準」によるものとする。
  - (2) 労働者宿舎は、リースを原則とするが、リース契約が困難又は適切でない場合は、発注者と受注者の協議により、リース契約によらないことができるものとする。
  - (3) 労働者宿舎の設置・撤去に要する費用のうち「労働者宿舎仕様基準」に示す標準仕様（以下、「標準仕様」という。）の部分については、受注者が作成した図面を基に、発注者が見積を収集し、適切な費用を設計変更により計上するものとする。
  - (4) 「標準仕様」以外の給排水関係又は外構等は、最終精算変更時点で精算できるものとし、受注者は最終精算変更時点において、設置・撤去に要した金額を証明する書類（領収書、領収書等が出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書等）を

監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

- (5) 受注者は、当該労働者宿舎を使用できない等の理由により、やむを得ず労働者が旅館、ホテル等に宿泊した場合等については、第3条に基づき「宿泊費」又は「借上費」を請求できるものとする。ただし、第6号に定める「建物費」と重複した請求と認められる場合については実績変更対象間接費における設計変更の対象外とする。
  - (6) 設計変更の対象とする建物費の範囲は、労働者宿舎の設置費、リース費及び撤去費（建物費で計上した部分のみ）とする。
  - (7) 疑義が生じた場合は随時協議するものとする。
- 7 労働者宿舎の維持管理については、次の各号によるものとする。
- (1) 第4条による労働者宿舎の設置、維持管理及び撤去は、受注者が行うものとする。
  - (2) 発注者は、受注者が適切に労働者宿舎を管理するよう、受注者を指導するものとする。
  - (3) 当該労働者宿舎は当該工事に従事する労働者のための宿泊施設であり、当該工事に従事する労働者以外の者は使用できない。
  - (4) 受注者は、労働者宿舎建設完了時に、「労働者宿舎仕様基準」に定める事項について、監督員の立会を受けるものとし、あらかじめ立会願を書面により監督員に提出しなければならない。
  - (5) 受注者は、前号の規定の立会に臨場するものとし、監督員の確認を受けた書面を、監督員に提出しなければならない。
  - (6) 労働者宿舎の管理において、訴訟等の問題が発生した場合は、受注者が自らの責任において速やかに解決しなければならない。
  - (7) 受注者は、労働者宿舎の引き払い時期について、工事打合せ簿を監督員へ提出し、発注者へ報告するものとする。  
発注者と受注者が協議し、他の工事において引き続き労働者宿舎の使用が可能な場合には、発注者が指定する者へ引き継ぐことができることとする。  
この場合、撤去費は、当該工事に計上しないものとする。
  - (8) 受注者は、労働者宿舎撤去又は引き払い完了時に、監督員の立会を受けるものとし、あらかじめ立会願を所定の様式により監督員に提出しなければならない。
  - (9) 受注者は、前号規定の立会に臨場するものとし、監督員の確認を受けた書面を、当該工事完成時まで監督員に提出しなければならない。
  - (10) 疑義が生じた場合は随時協議をすることとする。
- 8 受注者の責めによる工事工程の遅れ等、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。
- 9 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び入札参加資格制限措置を行う場合がある。

附 則

この要領は、平成24年 9月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年11月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年11月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年 2月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年 7月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年 5月 1日から施行する。

附 則

この要領は、令和 元年 5月 1日から施行する。

附 則

この要領は、令和 元年 7月19日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2年 5月 1日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3年 5月 1日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6年 7月 1日から施行する。